

昭和二十五年二月十五日提出
質問第四四号

配給米の精白度等に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年二月十五日

提出者 横田甚太郎

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

配給米の精白度等に関する質問主意書

一 昨年十二月一日以降の配給米は内地米の精白度を九四%と規定しているが、現に公団の配給米は例外なくこの規格の精白が行われていない。

ここに公団の不正の根源があると思うが、これを根絶するため、既存の公団精米設備を農業団体に貸與し、農民に白米供出を許す意思はないか。

二 現在政府が各府県に認めている白米供出量は極めて少量であるが、その理由如何。

三 昨年中食糧公団従業員が米麦の横領、横流し等によつて検挙された数、関係人員及びその数量の概略如何。

四 生産地の消費米は県外移出と同様に嚴重な包装を必要としないと思う。包装に要する農民の労力と資材は現在政府の支拂つている包装代（新俵一俵四七円、古俵一俵二三円一〇銭）では到底償い得ない。

本年産米の供出に当つては、県内消費分は裸供出を認める意思はないか。又認められないとすればその理由如何。
右質問する。